動き出した"まちさぽ"活動実験へ

3つのチームへぜひご参加を！

「(仮称)まちづくりサポートセンター設置に向けての会(まちさぽ設置の会)」は、住み続けたいと思う魅力あるまちを目指し、市民主体で話し合いを重ねています。毎月1回の定例全体会のほかに、「まちさぽ」の立ち上げに向けて、今年度は3つの検討チーム(上表参照)をつくり実験しながら具体的な活動を展開していくことになりました。

市民と行政との架け橋となる「まちさぽ」の設置に向けて、一緒に具体的なアクションを起こしていきましょう。

各チームの検討作業は、既に10人ほどのメンバーでスタートしていますが、途中からの随時参加も歓迎です。

検討の内容や手法等は、チームに参加する皆さんで決めていきます。

あなたの力、アイデアをまちづくりへ生かすときです。

3つのチームの概要

チーム名	活動内容
①まちさぽ実験隊(テーブルチーム)	行政と協働でどのような話し合いの場をつくるのか、まちさぽの課題の取り上げ方や探し方、課題解決支援の進め方を組み立て、実験していきます。
②WEBチーム	地域に出向いていろいろな情報を収集し、まちづくりの課題解決に役立たせる予定です。18年度の運用を目指してコンテンツ(情報の内容)を収集します。
③組織チーム(組織準備チーム)	まちさぽの組織・設置時期・事務局・予算・拠点等について検討します。

消費生活展の参加者大募集！

コマメに買い物袋を持って登場▲

「消費生活」を取り巻く問題は、衣・食・住など暮らしにおけるあらゆる契約や商品の購入をはじめ環境問題に至るまでとても幅が広いものです。そんなわたしたちの生活は、物質的に豊かになってきた反面、忘れてしまった「消費」の大切さ考え方があります。消費生活展を機会に、今一度「もったいない」という考え方を基本にわたしたちの、消費について考えてみませんか。

消費生活展は、真に心豊かな暮らしを自ら見い出していけるよう、消費生活上の身近な問題をテーマに、消費者意識の高揚と消費生活の向上を図るため、市と実行委員会の共催で毎年開催されています。

34回目を迎える今年度は12月10日(土・11日(日)の2日間、市民プラザで開催する予定です。

食や環境など消費生活に関する日ごろの成果発表の場として、自分たちの活動や運動を広く市民にPRしたい方、これを機会に普段暮らしのなかで疑問に思っていることを勉強してみたい方、奮ってご参加ください。

実行委員会は、同展に参加する団体・事業者や個人の方で構成され、テーマやイベントの内容等を参加者の皆さんが一から検討していく場です。

第1回実行委員会を6月27日(月)午前10時から市民生涯館で開催します。

申し込みは6月23日(木)までに(必着、名前・住所・電話番号・活動内容または参加してやってみたいことを記入して、〒203～8555、市役所生活文化課市民協働係あて郵送または電子メール(上記アドレス参照)で応募を。

詳しくは同係☎70・7738へ。

生活文化課メールアドレス
seikatsubunka@city.higashikurume.lg.jp

6月は就職差別解消促進月間です

なくそう就職差別

問われる企業と社会の人権感覚

就職は、生活の安定確保や労働を通じた社会参加など、人間が幸せに生きていく上で基本となるものです。このため、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行われなければなりません。

都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、東京労働局および公共職業安定所等と連携してさまざまな啓発活動を展開していきます。

月間事業

☆講演と映画の集い

【日時】6月20日(月)・23日(木)、いずれも午後1時半～4時

【内容】①講演「人権尊重と企業の責任」、講師はフランタン銀座取締役の水峰好美氏②映画「マイプロジェクト 総務部 栗原恵の提案」

【会場】千代田区公会堂(地下鉄東西線九段下駅から徒歩3分)

【定員】先着800人

【入場料】無料

当日直接会場へ。

☆人権啓発映画会

【日時】6月9日(木)

あり。事前に申し込みを。

※手話通訳付き。

詳しくは生活文化課☎70・7738へ。

【まちさぽ全体会のお知らせ】毎月第2土曜日の午後2時～5時

※満2歳～未就学児の保育あり。事前に申し込みを。

詳しくは生活文化課☎70・7738へ。

危険物 重ねる無事故の 金メダル

危険物安全週間

6月5日(日)～11日(土)

16年度中、当市の危険物施設での事故は皆さんのご協力とご努力により、発生せずに済みました。

しかし、全国的には危険物施設での事故は絶えません。特に、セルフスタンドの給油中の事故や単独荷降ろし中の操作ミスによる事故、また、地下貯蔵タンクや配管からの漏えい事故などは当市においても起こりえないとは言えません。このような悲惨な事故を少しでも減らすため、普段からの危険物の保安の確保や地下貯蔵タンク等の適正な維持管理はもとより、危険物安全週間期間中には、普段見落としがちな部分を再点検し、より一層安全を確保してはいかがでしょうか。

【主催】消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会

【危険物安全講習会】危険物施設事業所を対象に6月10日(金)午後1時半～3時半、東久留米消防署で実施します

※市内対象事業所には事前に連絡します。

詳しくは同署予防課危険物係☎71・0119へ。

暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から

東京都暴走族追放強化期間

6月1日(水)～30日(木)

推進重点内容は、次の5項目です。①暴走族追放気運の高揚②若者の交通安全意識向上③暴走族および車両の不法改造業者の指導・取り締まり強化④暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱・立ち直り支援対策の推進⑤青少年への声掛け・対話を通じた健全育成および非行防止活動の推進

学校、職場が夏休みに入る前は、若者による二輪車、四輪車の暴走行為が多発します。道路交通、道路付近住民に多大な迷惑を掛けるような暴走行為は徹底的に取り締まり、市民一人ひとりが一丸となり、非行、暴走行為をなくしましょう。非行、暴走行為を見たら、すぐに110番を。

詳しくは田無警察署☎67・0110へ。

都営住宅(地元割当分)入居者募集

都営住宅(地元割当分)の入居者を次の通り募集します。

【募集住戸】南町一丁目(2人以上向＝1戸)▽幸町一丁目(1～2人向＝3戸▽幸町一丁目(2人以上向＝2戸)▽中央町二丁目(2人以上向＝2戸)▽中央町二丁目(3人以上向＝1戸)

【申し込み資格】【家族】次の①～④のいずれにも該当する方。①申込者本人が市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)であること②現に同居し、または居住しようとする親族がいること③所得が定められた基準内であること④住宅に困っていること

【申し込み資格】【単身者】次の①②および前記の③④のいずれにも該当する方。①申込者本人が14年6月9日以前から市内に引き続き3年以上居住する50歳以上の単身者であること②同居親族がいないこと

【募集案内等の配布】6月1日(水)～8日(水)に、地域政策課(市役所5階)で

申し込みは6月10日(金)までに(必着)、募集案内に同封の申込用紙に必要事項を記入の上、市役所あて郵送を。窓口での受け付けはできません。

詳しくは同課住宅政策係☎70・7764へ。

市民伝言板

会員募集

◆くるめ水墨書教室 毎月第1・第3木曜日の午前10時～正午、福祉会館で。会費月150円、初心者歓迎。指導は日本水墨書協会講師の宮澤冬子氏。詳しくは 橋☎38・6788へ

◆朗びまわり 毎月第1・第3金曜日の午前10時～正午、中央公民館で。会費月2500円。詳しくは田口☎72・4854へ

◆カラオケ(さつまる) 月4回、火曜・金曜日の午後2時～9時半、中央公民館で。入会金1000円、会費月1000円。見学歓迎。詳しくは茂木☎73・2106へ。

◆ひがしくるめ手打ちうどんの会 月1回、日曜日の午後1時から夜車部地域センター、木曜日の午後7時から武蔵地域センターで。会費1回800円。6月は2日(日)と16日(木)に実施。詳しくは江藤☎73・3637へ

◆和紙ちぎり絵の会 毎月第1月曜日市民プラザ会議室。第3金曜日が東地域センターで。会費月2000円程度。初心者歓迎。詳しくは岡野☎78・8411へ

◆歌謡「スマイル成美」 毎月第1・第3木曜日の午後1時半～3時半、成教青少化会館で。入会金1000円、会費月350円。ボビュアソング、レトロ音楽を歌う。初心者歓迎。詳しくは関☎72・7522へ

◆少年野球ドリームセン 毎週土曜・日曜日の午前9時、第七小学校校庭で。入会金1000円、会費月1500円。小・中学生、スポーツ仲間を。詳しくは原☎72・6438へ

◆墨華「ほっか」書会 毎月2回、木曜日の午後1時～3時、中央公民館で。会費月3000円。詳しくは内藤☎74・9809へ

◆かんたんテニクラシス 毎週金曜日の午前10時～11時半、西部地域センターで。入会金1000円、会費1回500円。詳しくは渡辺☎59・1221へ

◆くるめ歌謡詩吟 月1回、水曜日の午後2時～5時、中央公民館で。入会金1000円、会費月1000円。歌謡と民謡の中に詩吟を入れて唄う。詳しくは川口☎080・1139・4354へ

◆社交ダンス(リベラ会) 毎週木曜日の午後2時半～9時半、西部地域センターで。入会金1000円、会費月3000円。多少経験のある方。詳しくは広江☎75・3706へ

◆東久留米ふ・ま伝保護部 主に第2水曜日の午後1時～3時半、成教教育文化会館で。会費月2500円(材料費別)。初心者歓迎。見学自由。詳しくは近藤☎58・5083へ

◆フォークダンス(東久留米マリアンヌ) 毎月第2・第4水曜日の午後2時15分から、市民プラザホールにかかで。入会金1000円、会費月1000円。世界中の踊り。詳しくは木村☎71・0221(午後6時以降)へ。

◆華道サークル草月流 毎月第2・第4金曜日の午前10時～12時、西部地域センターで。会費月2000円(花代別)。子ども歓迎。詳しくは伊東☎71・6697へ。

◆社交ダンス(ルンバ) 毎週土曜日の午後2時半から、南部地域センターで。入会金100円、会費月300円。男女各1人の講師が指導。詳しくは渡部(わたなべ)☎74・7206へ。

◆社交ダンス(リトル・ブー) 第3木曜日の午前9時半～11時半、市民プラザホールで。入会金1000円、会費月2000円。多少経験のある方。詳しくは(はた)☎72・5246へ。

◆郵便同好クラブ 毎週金曜日の午後1時～5時、会費月男性が4000円、女性が2000円。詳しくは三沢☎73・2230へ。

催し

◆マジック発表会(東久留米奇術同好会マジックBOX) 6月12日(日)午後1時半開演(一時間弱)。成教教育文化館で。入場無料。詳しくはあたかで。入場無料。詳しくは☎64・1605へ。

◆みんなのうたと文楽(うたの広場の会) 6月19日(日)午後2時～4時、市役所1階屋内ひろばで。参加費500円(紅茶・ケーキ、食べ物・歌集代)。定員100人。詳しくは小坂☎77・4471へ。

◆第26回住宅モデル(建設ユニオン) 6月3日(日)午前10時～午後3時、①看護会社藤宮工務店前(金町二丁目)②浅間町地区センターで。入場無料。無料住宅相談、包丁研ぎ、まな板削り、など。詳しくはJR多摩西北支部・穂坂☎090・2259・2082(②が東崎支部・石原☎23・5623へ

◆金ファンファンの集いin東久(東洋大学・劇団ジンデレ) 6月25日(土)午後2時開演(1時半開場)。東部地域センターで。参加費3000円。要予約。詳しくは橋☎090・9844・7185へ

◆くるめフォトサークル写真展 6月18日(土)～26日(日)午前9時～午後6時(18日は午後1時から、26日は午後3時まで)。中央公民館で。入場料無料。

◆20周記念大人のためのおはなし会 6月11日(土)午後2時～4時、西部地域センターで。参加費無料。要電話申し込み。詳しくは五十嵐☎74・6261へ

◆バザー(彩の子園第二福祉作業所) 6月7日(水)午前10時から、滝山団地センター前広場で。雨天の場合は10日(金)。バザー品の寄付も募集中。詳しくは同作業所/園部☎73・5896へ

◆関東連の会の会・旧街道を歩ける人ハイケー(森のボランティア) 6月9日(木)午前9時～午後3時半。集合場所は、東久留米駅北口の高架の駅前でバス(東武バス)。詳しくは吉田☎65・3002へ

◆自分に合った働きかたみつけ講座(生活クラブ生協まちと東くるめ) ①6月13日(月)午前10時～正午、スペース105②18日(土)午後2時～4時、男女平等推進センターで。参加費無料。参加は②のいずれでも可。詳しくは横山☎75・1693へ

その他

◆6周記念カラオケ祭り参加者募集(東久留米ひばりカラオケ同好会) 9月4日(日)成教教育文化館で。参加費①カラオケが4000円②日本舞踊が6000円③フランタンスが3000円。申し込みは7月15日(金)まで。詳しくは推田☎71・5967へ。

5月から 水道使用開始および使用中止時の水道料金に日割算定方式を導入

利用する皆さんが、月の途中から水道の使用を開始をされたとき、または使用をやめられたときの水道料金について、使用日数が15日以内の場合は基本料金を1カ月分の2分の1として計算していましたが、日割算定方式の導入後は、使用日数に応じて、基本料金と従量料金を併せて日割計算します。

この算出方式は、使用期間に5月1日以降の日を含む料金から適用します。

詳しくは都水道局多摩水道改革推進本部調整部業務指導課☎042・527・3308または市水道業務課☎71・5184へ。

男女平等推進センター フィフティ2情報

詳しくは男女平等推進センター(火曜日休館)
電話72・0061、ファクス72・0053、電子メール fifty2@higashikurume-city.jp へ。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の参画のもと講座を実施しています。今号は「おしゃべり」にちなんだ2つの講座のご案内です。

第1回ビデオdeおしゃべり

上映映画「ダンボールハウスガール」(2001年・日本)

女性や男性の生き方をテーマにした作品を鑑賞し、上映後の「おしゃべり」の時間に、感想を語り合います。

今回の作品のテーマは「幸せって、何？」、監督は松浦雅子、主演は米倉涼子。原作から製作・監督がすべて女性という日本映画としては珍しい作品です。

【あらすじ】OLを辞めた杏(あん)は、長年貯金していた500万円を盗まれ、彼氏にも捨てられるという悲惨な目に遭う。大家に追い出され、ついにホームレスに。全てを失った杏、ポンティに生きていこうとするヒロインを、生き生きと描く新しいタイプの日本映画

【日時】6月17日(金)午前10時～午後1時(予定)

【会場】男女平等推進センター会議室

【参加費】無料(茶菓代を1001円別途いただきます)

【定員】24人(応募者多数の場合は抽選)

※満2歳～未就学児の保育あり。6月10日(金)までに

予約を。

申し込みは6月10日(金)までに電話、ファクス、電子メールで同センターへ。

フィフティ2主催企画『ほっと広場』

「二人目出産を迷うとき」

第一子出産後、二人目以降の出産を迷っている方を対象に、一人っ子の子育てをしている方、子どもが二人、三人いる先輩ママの体験談を聞きながら、子育てについて考えます。夫の家事・育児への協力や自分の時間のつくり方などについても、おしゃべりしましょう。

※2歳未満のお子さんと一緒に入室可。人数制限がありますので申し込み時に確認を。

【日時】7月4日(月)午前10時～正午

【会場】男女平等推進センター会議室

【定員】先着24人

【参加費】無料

※満2歳～未就学児の保育あり。先着10人。6月2日(木)～23日(木)に電話で申し込みを。

申し込みは6月2日(木)から電話で同センターへ。

福祉と国保情報

福医療証を更新します

福医療証は7月1日で毎年切り替わります。現在福医療証をお持ちの方で次の条件を満たす方には、新しい福医療証を6月30日までに郵送します。

【対象】次のすべての条件に該当する方です。①昭和10年7月2日～昭和12年6月30日に生まれた方②国民健康保険の加入者または各種健康保険の被扶養者の方③16年中の本人の所得が都の規則で定める基準額(下表以下の方

【お持ちでない方】「お知らせ」を送りますので、上記条件を満たす方で福医療証の交付を希望される場合には、同封の申請書に必要事項を記入・押印し、介護福祉課医療係(市役所1階)へ提出してください

※17年1月2日以降に転入された方は、1月1日現在の住所地の17年度課税(非課税)証明書が必要となります。

【ご注意】福(東京都老人医療費助成制度)は、既に都議会で廃止決定されているため、昭和12年7月1日以降に生まれた方には適用がありませんのでご了承ください

詳しくは同係(内線2551)へ。

福 所得制限基準額

扶養親族などの数	基準額(本人の年間所得)
0人	257万2,000円
1人	305万2,000円
2人	343万2,000円
3人以上	1人につき38万円を加算

介護保険標準負担額(食事)の減額申請

介護保険施設入所の方(特別養護老人ホーム、老人保健施設、ショートステイを除く)、介護療養型医療施設)は、食事について一日当たり定額の標準負担額を負担されています。

通常780円ですが、低所得世帯の方については次の通り軽減されます。①住民税世帯非課税者の方は500円②生活保護受給者または住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者の方は300円です。既に減額認定証の交付を受けていた方は5月31日で有効期間が終了しています。このため、軽減制度の継続を希望される方は、介護福祉課へご希望の方や新たに減額を希望される方は、介護福祉課へ申請をお願いします。

詳しくは同課介護サービス係(内線2555)へ。

入院時食事代(標準負担額)の負担が軽減されます

入院時の食事療養費(標準負担額)に関し、市民税非課税世帯に該当する方は、申請により「標準負担額減額認定証」の交付を受けると本人負担額の軽減が受けられます(下表参照)。

入院中で新たに申請される方や7月31日で有効期限が切れ引き続き更新される方は、被保険者証と印鑑を持参して保険年金課(市役所1階)へ申請を。

高齢者医療の負担軽減措置を受けている方は

国民健康保険の高齢者医療を受けるときに、市民税非課税世帯に該当する方は、申請を。

入院時の食事代の標準負担額(1日当たり)

区分		負担額
一般被保険者		780円
住民税非課税世帯の方	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	550円
70歳以上で住民税非課税世帯かつ控除後の所得が0円の方		300円

※入院日数は過去12カ月の入院日数となります。

国民年金だより

保険料免除の所得基準が変更

国民年金保険料の免除(全額・半額)や学生納付特例は、本人・配偶者および世帯主(学生納付特例は本人のみ)の前年の所得で審査されます。

4月から、保険料申請免除および学生納付特例の所得基準が、下表の通り改正されました。

免除の対象となる所得の目安

世帯構成	16年度の基準		17年度の基準	
	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
4人世帯(夫婦・子2人)	164万円	285万円	162万円	282万円
2人世帯(夫婦のみ)	94万円	172万円	92万円	195万円
単身世帯	35万円	85万円	57万円	141万円

学生納付特例制度の対象校が拡大

学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金の保険料を納めるのが困難な場合、保険料を猶予する制度です。

この制度の対象となる各種学校については、今まで厚生労働省に定められた一部の学校に限られていましたが、4月から、すべての各種学校(1年以上の過程に在籍している方)が対象になりました。この制度は、毎年申請が必要です。申請には、年金手帳・学生証、家族が申請する場合は印鑑が必要です。

【学生納付特例となる所得の目安】118万円＋(扶養親族の数)×38万円＋社会保険料控除等

詳しくは保険年金課国民年金係☎70・7733へ。